

## 茨城県建築基準法等施行細則の一部改正の概要

### 1 改正理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく定期調査報告における調査項目等を定めた建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号。以下「告示」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正をするもの

### 2 改正内容

#### (1) 特定建築物に係る定期調査報告の調査項目の付加<第 5 条>

ア 告示の一部改正等により、建築物に設置した常時閉鎖式防火扉は、毎年の報告が必要となる防火設備の定期検査報告の調査項目とされたが、報告者の負担軽減を図るため、現在の報告方法と同様の取扱いとなるように、3 年毎の報告である特定建築物の定期調査報告の対象として、常時閉鎖式防火扉の調査項目等の判定基準を指定する。

イ 告示の一部改正により、特定建築物の定期調査報告から建築設備の調査項目の一部が除かれることとなったことに伴い、当該設備の安全性を引き続き確認するため、現在の調査項目と同様となるように、建築設備の調査項目等の判定基準を指定する。

#### (2) その他所要の改正

ア 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の一部改正に伴い、法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定（接道に関する特例認定）に要する申請書の様式が同省令で規定されたことに伴う所要の改正

イ 特定建築物の定期調査報告における添付書類の見直し

### 3 施行日

令和 7 年 7 月 1 日外